

服装規定

前 文

服装は人格、教養を表すものであるから、質素・清潔であるよう心掛け、本校の生徒として気品を保つことを旨とする。

【男 子】

制 服

(上 着) 詰襟の学生服(黒)。生地はサージ、又はカシドスを原則とする。校章入り金ボタン、バッジを左襟につける。

(ズ ボ ン) 上着に準ずる学生ズボン(黒)。裾はダブル、シングルどちらも可とする。ズボンの裾の太さは標準的サイズ(21cm~23cm)とする。

(セーター) 着用する場合は、本校指定のセーターとする。

- (1) 色は紺、又はグレー(10ゲージ)、Vネック(ライン入り)
- (2) 左胸にUMと刺繍が入る。

(ニットベスト) 着用する場合は、本校指定のベストとする。

- (1) 色は紺、10ゲージ、Vネック(ライン入り)
- (2) 左胸にUMと刺繍が入る。

(ワイシャツ) 市販の標準的なワイシャツとする。

- (1) 色は白無地・平織(肩章のないもの)。
- (2) 半袖・長袖でもよい。

コート類 黒・濃紺・グレーで制服とともに着るのにふさわしいコートを選ぶ。

靴 下 華美な色柄のものを着用しない。

靴 黒短靴、又は運動靴。型は学生向きのもの。

ベ ル ト 着用する場合は幅3cm程度で光沢や飾りがなく、色は黒、又は濃茶で革、若しくは布製のものとする。

マフラー 着用する場合は、華美でないものを、オーバーコートの下に正しく着用する。

そ の 他 華美な色柄のTシャツ等は、ワイシャツの下に着用しない。

◎夏 季

- (1) 上記仕様のワイシャツとする。(開襟シャツも可)
- (2) 本校指定のニットベストを着用してもよい。

【女 子】

制 服

(上 着) 本校制定のシングル背広型3つボタン(ファインサージ)。

- (1) 色は濃紺、生地はサージを原則とする。
- (2) 袖は2枚袖(袖口ボタン3つ)。袖口明きみせ。
- (3) 衿はテーラードカラーで、左衿にバッジ穴。
- (4) 後の型は背縫をつける。
- (5) ポケットは胸の箱ポケット・前脇フラップポケット両玉縁仕立てとする。
- (6) ボタンは、前身頃3個(20mm)袖口左右各3個(15mm)学校名入り(URAWA-MINAMI SINCE 1963)
- (7) 上着丈はウエストから20cm前後とする。
- (8) 上着の下はワイシャツを着用する。

(スカート) 本校制定のスカート(ファインサージ)

- (1) 色・布の地質は上着と同じ。
- (2) プリーツスカート、ベルト付。襞数18本(くるま襞)とする。

(3) スカート丈は膝皿の中心から上3cmとする。

(4) 左から3本目の奥ヒダに本校指定の刺繍を入れる(2ヶ所)。

(スラックス) 本校指定のスラックス(ファインサージ)

(1) 色・布の地質は上着と同じ。

(2) ワンタックスラックス, 脇ポケットは斜め、後ポケットなし、裾はシングルとする。

(セーター) 着用する場合は、本校指定のセーターとする。

(1) 色は紺, 又はグレー(10ゲージ), Vネック(ライン入り)

(2) 左胸にUMと刺繍が入る。

(ベスト) 本校指定のベスト 制服と共布のもの, 又はニットベスト

(1) ニットベスト 色は紺(10ゲージ)、又は白(12ゲージ), Vネック(ライン入り)

(2) ニットベスト 左胸にUMと刺繍が入る。

(ワイシャツ) 市販の標準的なワイシャツ・ブラウスとする。

(1) 色は白無地・平織(肩章のないもの)。

(2) 半袖, 若しくは長袖。半袖の場合はカフスなし。

(3) ボタンは白色。

コート類 黒・濃紺・グレーで制服とともに着るのにふさわしいコートを選ぶ。

靴 下 (1) ストッキングは黒, 又は肌色。

(2) ソックスの場合は, 白・黒・紺の単色とし, 華美な色・柄のものを着用しない。

(ボンボンやレース等のついたものや, ルーズソックス, ニーハイは不可)

靴 短靴, 又は運動靴。型は学生向きのものとする。マフラー 着用する場合は, 華美でないものとする。

◎夏季

上記仕様のワイシャツ, 又はブラウス(開襟シャツも可)の上に本校指定のベスト, 若しくはセーターを着用する。

【その他】

移行期間 5月と10月は夏服, 冬服への移行期間とし夏服・冬服どちらを着用してもよい。

体育服装 男女共, 本校指定のスポーツウェア, シューズを着用する。

上履き 本校指定の色が入ったシューズとする。

コート 授業, 又は集会時におけるコートの着用は, 担当教師の許可を受ける。

異装届 上記の服装規定以外のものを着用, 又は使用する場合は生徒指導部に異装届を提出して許可を受ける。

雨具 自転車通学者は, 雨具としてカッパを着用する。

頭髮 パーマ・染色・脱色・付け毛(エクステ)等は禁止する。

その他 化粧・アクセサリー(ピアス等)・マニキュア等

は禁止する。

私達の生活規定

総 則

1. 将来の健全な生活の基礎を確立し, 私達の高校生活を最も有意義に, そして幸福なものにするように積極的に心がけること。
2. 私達の申し合せによりこの規定を設ける。
3. 私達は厳正にこの規定を守り, さいたま市立南高等学校生徒として, 良識に従い, 自主的に判断し, 行動すること。

第1 身なりについて

1. 校 章

校章は左襟につける。

2. 校 服

本校服装規定による。

3. 頭 髪

清潔な髪型で、染髪、脱色、パーマメント等を行わない。

4. 所持品

- (イ) 学校生活に有意義なもの以外は、所持しない。
- (ロ) 所持品はすべて HR 名、氏名を明記する。
- (ハ) 貴重品は常に身辺から離さない。

5. はきもの＝本校の規定を守り、特に下ばきはサンダル、
下駄等をはかない。

第2 教師来賓と生徒の間について

- 1. 私達は、謙虚な心をもって教師に接し、師弟間の親睦を深め、人格の完成にむけて努力する。
- 2. 常に礼儀を守る。
- 3. 来賓に対しては、親切かつ礼儀正しく応対する。

第3 生徒間の交際について

- 1. 互いに人格を尊重し、理解し合い、一定の礼を守ること。
- 2. 男女間にあっては、共学の意義を充分認識し、校内外を問わず上品明朗に、生徒たる立場を忘れぬようにする。
- 3. 上級生は、下級生及び同輩に対する強要は一切さけ、下級生を善導する。
- 4. 下級生は、上級生に対し、礼を失わないようにする。
- 5. 暴力による制裁は、いかなる理由があっても絶対に禁ずる。
- 6. 教養ある生徒として恥ずべき言語行動は極力さけ、より良き教養人となるようにつとめる。
- 7. 集会、旅行その他団体として校外に出る時、又休暇中に行動する場合は、教師と連絡をとる。
- 8. 訪問はできるだけ短時間にすませ、先方に迷惑のかからぬようにしよう。外泊は原則として禁ずる。
- 9. 他校生徒との交際においては、相互間に問題を起さないこと。

第4 授業態度について

- 1. 人格を陶冶し学力を向上させるために、最善の努力を払う。
- 2. 各自の定められた座席は変えてはならない。但し理由ある場合は、HR 担任教師の許可を要する。1 時間だけの時は、授業担当教師の許可を得ればよい。
- 3. 自習時間は各自の判断により静かに自習し級友の向学心を乱さぬようにする。
- 4. 教室の移動は静粛敏速に行い、終了後はその教室の整頓を完全にする。
- 5. 冬期におけるオーバーの着用は、授業担当教師の承認を得て初めて許可される。夏期においては半袖以上のシャツを着用する。

第5 清掃について

- 1. 分担区域の清掃美化には特に努める。
- 2. 清掃に適した服装をする。
- 3. 清掃用具の後始末管理によく留意する。
- 4. ゴミは分別して、ゴミ置き場におく。
- 5. 清掃終了後、責任者は必ず分担監督教職員に、報告する。

第6 集会及びホームルームについて

- 1. 儀式朝礼その他各種集合の際は、速やかに集散し、その意義を認識して静粛にする。
- 2. ホームルーム開始の合図と共に、全員着席して静粛を保つ。
- 3. ホームルームは、楽しい家庭的環境で有意義に進行するよう、中央委員を中心に計画し、担任教師を良き相談相手とする。

第7 日直について

1. 日直は、授業担当教師との連絡をとり学級日誌を記録し、HR 担任教師の検印を受ける。
2. その他、必要な任務は各 HR で決める。

第8 校内の余暇について

1. 休み時間は、次の時間の準備時間とする。
2. 登校後は、校外に出てはならない。但し止むを得ない事由がある場合には、HR 担任教師の許可を受けて外出すること。
3. 放課後に会合を開く場合は、その教室を使用する許可をその HR 担任教師から受け、終った際は整頓と戸締りを厳重にする。
4. 生徒会活動、及び担任の許可を受けた生徒以外は、放課後なるべくすみやかに下校する。
5. 下校時刻は、17 時とする。
6. 放課後生徒会活動に参加する生徒は、下校時刻までに全員下校する。但し教師の指導下にある場合は、19 時を目安として活動を認める。
7. 下校が遅れる時は、その理由、時間を必ず家庭に連絡し、下校延長願を担当教師に提出し、その許可を得なければならない。
8. 備品使用は、必ず教師の許可を得て責任をもって扱い、終った際にも教師に届け出る。

第9 校外生活について

1. 登下校の際は、規定された服装を守ること。
2. 途上の挨拶は、明朗かつ礼を欠かないようにすること。
3. 本校生徒であると共に、実社会の一員たることを自覚し、常に公衆道徳を守ること。
4. みだりに飲食店に出入りしない。
5. 校内外を問わず、喫煙、飲酒は厳禁とする。
6. アルバイトを希望する時は、担当教師に相談の上決定し所定の用紙によって届け出る。
7. 校外において私的演奏会、又は旅行等を催す場合は、届を提出し、保護者の責任のもとに行うこと。なお、チケット等の販売は、これを禁止とする。

第10 欠席その他の手続き

1. 欠席、欠課、遅刻、早退、忌引、長期の体育見学、清掃免除の際は、生徒手帳及び所定の用紙により届け出る。
2. 欠席した場合は、登校当日までに欠席届を HR 担任教師に提出する。
3. 欠課する場合は、予め HR 担任教師に届けを提出して承認を得る。
4. 遅刻した場合は、遅刻届を授業担当教師に提示し HR 担任教師の認印を受ける。
5. 早退する場合は、早退届に HR 担任教師の認印を受ける。
6. 欠席が1週間以上にわたる場合は、理由を附して書類で届け出る。病気の場合は、医師の診断書を添える。
7. ビラ・ポスター等を配布、掲示する場合は、担任、又は公認団体の顧問を通じ、生徒会指導部の許可を得なければならない。

第11 学校事務について

1. 生徒の事務室への用向きは、受付窓口ですること。
2. 事務受付は、始業前、休憩時、放課後(午後4時まで)とする。
3. 各種証明書の交付を受けたい者は、所定の交付願をその日の午前中に事務室の係まで提出し、放課後、受け取りにくること。
4. 生徒旅客運賃割引証の交付を受けたい者は、所定の交付願にホームルーム担任の承認印を押捺し、別紙の計画表も同時に担任に提出する。
5. 身分証明書を紛失した場合は、再交付願を担任に提出し、再交付を受ける。

第12 付 則

1. この生活規定は、職員会議によって承認され、実施を許されたものである。
2. 中央委員会は、この規定を実行する責任を有する。
3. 風紀委員会は、この規定に基づいて会員の規律ある生活の企画と実施に当る。
4. この規定は、風紀委員会、その他の機関よりの改正原案に基づき、中央委員会の出席人数の3分の2以上の議決により、改正することができる。但しこの場合、事前に職員会議の承認を要する。